

山鹿市条例第11号

山鹿市職員定数条例の一部を改正する条例

山鹿市職員定数条例（平成17年山鹿市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、監査委員及び消防の事務部局」を「本市の機関」に改める。

第2条第9号中「85人」を「90人」に改める。

第3条中「事務部局内」を「機関内」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。